

平成 25 年 度

第 2 回 定 期 監 査 報 告 書

環 境 保 全 課
緑 と 清 流 課
下 水 道 課
ご み ゼ ロ 推 進 課
施 設 課

日 野 市 監 査 委 員



日 監 第 1 0 3 号
平成 2 6 年 (2014年) 2 月 2 8 日

日野市長
大 坪 冬 彦 様

日野市監査委員 石 田 等

日野市監査委員 梅 田 俊 幸

平成 2 5 年度第 2 回定期監査の結果について

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 1 2 項の規定により通知願います。

平成25年度第2回定期監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

第2 監査の対象

| | |
|------------|---------|
| 環境共生部 | 環境保全課 |
| | 緑と清流課 |
| | 下水道課 |
| （クリーンセンター） | ごみゼロ推進課 |
| | 施設課 |

第3 監査の範囲

平成25年4月1日から平成25年12月31日までの、主に財務に関する事務の執行状況及びその他の事務

第4 監査の期間

平成25年12月2日から平成26年2月7日まで

第5 説明聴取日

平成26年1月24日

第6 監査の方法

この監査は、財務に関する事務の執行及びその他の事務が法令等に基づいて、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、書類審査及び説明を聴取して通常実施すべき監査手続きにより実施した。

第7 監査の結果

監査対象とした各課の所管する財務に関する事務及びその他の事務は、法令等に基づき、おおむね適正に執行されているものと認められた。
しかし、一部に改善、又は検討を要する事項が見受けられたので後述する。
なお、その他軽微な事項については、口頭で改善を要望した。

環境保全課

1 事務分掌及び職員の配置状況

〔1〕事務分掌は次のとおりである。

環境政策係

- (1) 環境行政の総合的な計画策定、推進及び総合調整に関すること。
- (2) 環境審議会に関すること。
- (3) 環境保全に関する法及び条例に関すること。
- (4) 部及び課の庶務に関すること。

保全係

- (1) 公害に関すること。
- (2) 電波障害に関すること。
- (3) あき地の環境保全に関すること。
- (4) そ族、昆虫に関すること。
- (5) 狂犬病予防及びペットに関すること。
- (6) 火葬場及び墓地に関すること。
- (7) 公衆浴場に関すること。

〔2〕職員の配置状況

(平成26年1月1日現在)

| | | |
|--------|----------|-------------|
| 課長(1名) | 係長(2名) | 長期業務主任長(1名) |
| 主任(3名) | 長期主任(2名) | 事務職員(3名) |

2 予算の執行状況については別表のとおりである。

緑と清流課

1 事務分掌及び職員の配置状況

〔1〕事務分掌は次のとおりである。

公園係

- (1) 公園及び緑地等の新設改良に関すること。
- (2) 市施行の都市計画公園、緑地の事業認可及び施工に関すること。
- (3) 公園及び緑地等の維持管理に関すること。
- (4) 公園及び公園施設の使用に関すること。
- (5) 地区広場及び遊び場の設置管理に関すること。
- (6) 課の庶務に関すること。

緑政係

- (1) 緑地等の保全地域に関すること。
- (2) 緑化推進に関すること。
- (3) 園芸及び育苗に関すること。
- (4) 樹木の登録に関すること。

- (5) 自然の保護回復に関する事。
- (6) 緑化計画の立案に関する事。
- (7) 街路樹の管理に関する事。

水路清流係

- (1) 準用河川及び普通河川の新設、改良及び維持管理に関する事。
- (2) 準用河川及び普通河川の占用及び使用に関する事。
- (3) 水環境の保全、復元及び再生に関する事。
- (4) 流水の浄化及び通水に関する事。
- (5) 雨水の浸透及び湧水の保全に関する事。

〔2〕 職員の配置状況 (平成 26 年 1 月 1 日現在)

| | | |
|------------|-------------|--------------|
| 課長 (1 名) | 係長 (3 名) | 主査 (1 名) |
| 主任長 (2 名) | 業務主任長 (1 名) | 主任 (2 名) |
| 長期主任 (2 名) | 業務主任 (2 名) | 長期業務主任 (3 名) |
| 事務職員 (1 名) | 技術職員 (2 名) | |

2 予算の執行状況については別表のとおりである。

下水道課

1 事務分掌及び職員の配置状況

〔1〕 事務分掌は次のとおりである。

庶務係

- (1) 下水道料金に関する事。
- (2) 下水道財政に関する事。
- (3) 融資あっせんに関する事。
- (4) 下水道事業及び課の庶務に関する事。
- (5) 東京都水道事業に関する事。

普及係

- (1) 供用開始に関する事。
- (2) 水洗化の普及促進に関する事。
- (3) 排水設備に関する事。
- (4) 指定工事店に関する事。
- (5) 下水道台帳に関する事。
- (6) 下水道施設の維持管理に関する事。

計画工事係

- (1) 下水道計画の決定及び変更に関する事。
- (2) 下水道事業の調整及び調査に関する事。
- (3) 補助金に関する事。
- (4) 下水道施設の設計及び施工に関する事。

- (5) 下水道工事の委託に関する事。
- (6) 下水道工事に伴う渉外及び補償に関する事。

〔2〕 職員の配置状況 (平成 26 年 1 月 1 日現在)

| | | |
|------------|------------|------------|
| 課 長 (1 名) | 課長補佐 (2 名) | 係 長 (2 名) |
| 主任長 (1 名) | 主 任 (1 名) | 事務職員 (2 名) |
| 技術職員 (1 名) | | |

2 予算の執行状況については別表のとおりである。

ごみゼロ推進課

1 事務分掌及び職員の配置状況

〔1〕 事務分掌は次のとおりである。

ごみゼロ推進係

- (1) ごみ減量及びリサイクル推進に関する事。
- (2) 清掃事業の企画及び調整に関する事。
- (3) 一般廃棄物の収集に関する事。
- (4) 一般廃棄物の収集業に対する指導、監督に関する事。
- (5) 一般廃棄物収集・運搬業の許可、指導及び監督に関する事。
- (6) し尿に関する事。
- (7) 一般廃棄物の処理手数料の徴収及び肥料の販売に関する事。
- (8) ごみの検量に関する事。
- (9) クリーンセンターの総括管理に関する事。
- (10) クリーンセンターの庶務に関する事。

〔2〕 職員の配置状況 (平成 26 年 1 月 1 日現在)

| | | |
|------------|------------|-----------|
| 課 長 (1 名) | 主任長 (2 名) | 主 任 (2 名) |
| 長期主任 (3 名) | 事務職員 (2 名) | |

2 予算の執行状況については別表のとおりである。

施設課

1 事務分掌及び職員の配置状況

〔1〕 事務分掌は次のとおりである。

施設係

- (1) ごみ処理施設の運転及び維持管理に関する事。
- (2) ごみ処理施設の企画、設計及び施工に関する事。
- (3) 電気及びボイラー・タービン設備に関する事。

- (4) し尿処理施設の運転及び維持管理に関すること。
- (5) し尿処理施設の企画、設計及び施工に関すること。

〔2〕 職員の配置状況 (平成26年1月1日現在)

| | | |
|--------------|-----------|------------|
| 課長 (1名) | 副主幹 (1名) | 係長 (1名) |
| 主査 (1名) | 主任長 (1名) | 業務主任長 (1名) |
| 長期業務主任長 (4名) | 主任 (1名) | 業務主任 (1名) |
| 長期業務主任 (2名) | 技術職員 (2名) | 作業員 (4名) |

2 予算の執行状況については別表のとおりである。

※ 職員の配置状況については、再任用職員、嘱託員、臨時職員を除く。

意見・要望

1 現金の収納事務及び前渡金等の取扱いについて

手数料、雑入等現金の収納事務について、保管方法、納付方法及び鍵等の管理について監査した結果、適正に処理されているものと認められた。

また、資金前渡、概算払について、経費の内容、管理方法、及び精算事務について監査した結果、適正に処理されているものと認められた。

今後も日野市会計事務規則に従うとともに、「日野市公金等の取扱いに関する事故再発防止検討会報告書」に示された手順に従って取扱方法の精査を行い、引き続き適切な事務処理を行うよう留意されたい。(各課共通)

2 業務委託契約に係る事務について

業務委託契約のうち、主管課契約した案件については、支出負担行為伺書(契約依頼書兼業者選定伺書)、仕様書、随意契約締結依頼書、見積書、見積合せ結果及び契約締結伺書、契約書(請書)等の契約手続きに関する書類を監査し、また、総務課契約を含む全ての契約案件について、仕様書に定めている各書類の提出状況等について監査した結果、概ね適正に処理されているものと認められた。

しかし、一部において次のような点が散見された。

- ・見積書に日付がないものや提出期限後になっているもの
(環境保全課、施設課)
- ・仕様書に定めている着手届や報告書等の提出のないもの
(環境保全課、緑と清流課、下水道課、ごみゼロ推進課)
- ・提出された書類に日付等の記載内容の誤りがあるもの
(環境保全課、緑と清流課、下水道課、ごみゼロ推進課、施設課)

契約手続きを行う際に、見積内容の確認は重要な手順のひとつであり、見積金額だけでなく、日付けに間違いがないか等についても、十分な確認を行うことを徹底されたい。

また、仕様書に定めている各書類の提出については、確かにその業務を開始、終了し、またそのことを確認した証拠となるものであるから、必ず徴取し、記載内容を確認の上、收受印を押すなどにより、いつ收受したものかわかるようにして保管されたい。

3 消耗品費、印刷製本費、修繕料等の主管課契約に係る事務について

需用費のうち消耗品費、印刷製本費、修繕料及び備品購入費において、主管課契約した案件について、支出負担行為伺書(契約依頼書兼業者選定伺書)、仕様書、随意契約締結依頼書、見積書、見積合せ結果及び契約締結伺書、契約書(請書)等の契約手続きに関する書類を監査し、また、このうち修繕契約については、仕様書に定めている各書類の提出状況について監査した結果、概ね適正に処理されているものと認められた。

しかし、一部において次のような点が散見された。

- ・見積書に日付がないもの (施設課)
- ・請書の取り交しのないもの (環境保全課、施設課)
- ・修繕契約において仕様書に定めている着手届や報告書等の提出のないもの (環境保全課、緑と清流課、ごみゼロ推進課、施設課)

委託契約を含め、主管課契約を行うにあたっては、「財務会計システム操作マニュアル(主管課契約)」、「仕様書作成上の注意事項について」、「随意契約ガイドライン」及び「契約の基礎知識 vol. 3 (主管課契約)」、「同 vol. 4 (特命随意契約)」などの契約担当の指示に従って、契約手続きの手順について、十分な確認を行うことを徹底されたい。

また、仕様書は業者が見積を行う際の前提となるものであるとともに、業務等の指示書であり、履行確認の根拠となる重要な書類である。仕様書の作成にあたっては、履行内容の記載を的確でわかりやすいものとするはもとより、前年と同様の契約を結ぶ場合においても、内容を十分に精査し、経済性・有効性の観点から見直しを行い、一層適切な事務処理を行うよう留意されたい。

4 補助金の交付について

補助金について、交付申請書、交付決定通知及び支出等に係る関係書類を監査した結果、各補助金交付要綱等に基づき、適正に処理されているものと認められた。

補助金等については、社会情勢や行政需要の変化に応じて、対象事業の内容や補助金額の算定方法等、常に見直しに努めるよう留意されたい。

(各課共通)

5 出退勤等の管理について

就業週報・月報と出張・時間外等勤務命令簿、出張復命書、休暇等届、週休日の振替等命令簿とを照合した結果、概ね適正に処理されているものと認められた。

しかし、一部において次のような点が散見された。

- ・休暇等届の年次有給休暇残日数の計算に誤りがあるもの (環境保全課、緑と清流課、下水道課、ごみゼロ推進課、施設課)

休暇等届において、時間休を取得した場合の残日数の計算については、1日の勤務時間を7時間45分として計算することから複雑になっているので、「休暇等申請マニュアル」に従い適切な処理を行うよう徹底されたい。

別 表

予 算 執 行 状 況

(平成 25 年 12 月 31 日現在 単位：円：%)

環境保全課

歳 入

| 款 | 項 | 予算現額 | 調定済額 | 収入済額 | 収入未済額 | 収入率 | |
|----------|------|------------|------------|------------|--------|------|-------|
| | | | | | | 対予算 | 対調定 |
| 使用料及び手数料 | | 9,510,000 | 8,666,450 | 8,636,360 | 30,090 | 90.8 | 99.7 |
| | 使用料 | 3,821,000 | 3,374,000 | 3,374,000 | 0 | 88.3 | 100.0 |
| | 手数料 | 5,689,000 | 5,292,450 | 5,262,360 | 30,090 | 92.5 | 99.4 |
| 都支出金 | | 40,276,000 | 22,166,000 | 22,166,000 | 0 | 55.0 | 100.0 |
| | 都負担金 | 1,000 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | **** |
| | 都補助金 | 16,196,000 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | **** |
| | 委託金 | 24,079,000 | 22,166,000 | 22,166,000 | 0 | 92.1 | 100.0 |

歳 出

| 款 | 項 | 予算現額 | 執行済額 | 予算残額 | 執行率 |
|-----|-------|------------|------------|------------|------|
| 衛生費 | | 80,294,000 | 49,147,881 | 31,146,119 | 61.2 |
| | 保健衛生費 | 80,294,000 | 49,147,881 | 31,146,119 | 61.2 |

緑と清流課

歳 入

| 款 | 項 | 予算現額 | 調定済額 | 収入済額 | 収入未済額 | 収入率 | |
|----------|-------|------------|-----------|-----------|-----------|-------|-------|
| | | | | | | 対予算 | 対調定 |
| 使用料及び手数料 | | 10,900,000 | 8,033,508 | 6,200,928 | 1,832,580 | 56.9 | 77.2 |
| | 使用料 | 10,900,000 | 8,033,508 | 6,200,928 | 1,832,580 | 56.9 | 77.2 |
| 国庫支出金 | | 23,200,000 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | **** |
| | 国庫補助金 | 23,200,000 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | **** |
| 都支出金 | | 10,555,000 | 575,400 | 575,400 | 0 | 5.5 | 100.0 |
| | 委託金 | 10,555,000 | 575,400 | 575,400 | 0 | 5.5 | 100.0 |
| 諸収入 | | 1,000 | 4,224 | 4,224 | 0 | 422.4 | 100.0 |
| | 雑入 | 1,000 | 4,224 | 4,224 | 0 | 422.4 | 100.0 |

歳 出

| 款 | 項 | 予算現額 | 執行済額 | 予算残額 | 執行率 |
|-----|-------|-------------|-------------|-------------|------|
| 土木費 | | 748,051,000 | 146,706,741 | 601,344,259 | 19.6 |
| | 河川費 | 150,264,000 | 57,009,584 | 93,254,416 | 37.9 |
| | 都市計画費 | 597,787,000 | 89,697,157 | 508,089,843 | 15.0 |

下水道課

歳出

| 款 | 項 | 予算現額 | 執行済額 | 予算残額 | 執行率 |
|-----|-------|---------------|---------------|---------------|------|
| 土木費 | | 2,026,747,000 | 1,000,000,000 | 1,026,747,000 | 49.3 |
| | 都市計画費 | 2,026,747,000 | 1,000,000,000 | 1,026,747,000 | 49.3 |

下水道事業特別会計

歳入

| 款 | 項 | 予算現額 | 調定済額 | 収入済額 | 収入未済額 | 収入率 | |
|----------|---------|---------------|---------------|---------------|----------------|---------|-------|
| | | | | | | 対予算 | 対調定 |
| 使用料及び手数料 | | 2,144,990,000 | 1,281,662,374 | 1,418,888,190 | △137,225,816 | 66.1 | 110.7 |
| | 使用料 | 2,144,725,000 | 1,281,479,374 | 1,418,715,190 | △137,235,816 | 66.1 | 110.7 |
| | 手数料 | 265,000 | 183,000 | 173,000 | 10,000 | 65.3 | 94.5 |
| 国庫支出金 | | 109,251,000 | 108,150 | 43,260 | 64,890 | 0.0 | 40.0 |
| | 国庫補助金 | 109,100,000 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | **** |
| | 委託金 | 151,000 | 108,150 | 43,260 | 64,890 | 28.6 | 40.0 |
| 都支出金 | | 5,457,000 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | **** |
| | 都補助金 | 5,457,000 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | **** |
| 繰入金 | | 2,026,747,000 | 0 | 1,000,000,000 | △1,000,000,000 | 49.3 | **** |
| | 繰入金 | 2,026,747,000 | 0 | 1,000,000,000 | △1,000,000,000 | 49.3 | **** |
| 繰越金 | | 17,232,000 | 218,366,438 | 218,366,438 | 0 | 1,267.2 | 100.0 |
| | 繰越金 | 17,232,000 | 218,366,438 | 218,366,438 | 0 | 1,267.2 | 100.0 |
| 諸収入 | | 7,561,000 | 7,545,505 | 7,542,555 | 2,950 | 99.8 | 100.0 |
| | 預託金元利収入 | 7,503,000 | 7,501,875 | 7,501,875 | 0 | 100.0 | 100.0 |
| | 雑入 | 58,000 | 43,630 | 40,680 | 2,950 | 70.1 | 93.2 |
| 市債 | | 772,400,000 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | **** |
| | 市債 | 772,400,000 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | **** |

歳出

| 款 | 項 | 予算現額 | 執行済額 | 予算残額 | 執行率 |
|------|-----|---------------|---------------|---------------|------|
| 下水道費 | | 2,160,311,000 | 877,582,194 | 1,282,728,806 | 40.6 |
| | 管理費 | 1,122,419,000 | 575,284,848 | 547,134,152 | 51.3 |
| | 建設費 | 1,037,892,000 | 302,297,346 | 735,594,654 | 29.1 |
| 公債費 | | 2,830,559,000 | 1,380,423,512 | 1,450,135,488 | 48.8 |
| | 公債費 | 2,830,559,000 | 1,380,423,512 | 1,450,135,488 | 48.8 |
| 予備費 | | 5,000,000 | 0 | 5,000,000 | 0.0 |
| | 予備費 | 5,000,000 | 0 | 5,000,000 | 0.0 |

ごみゼロ推進課

歳入

| 款 | 項 | 予算現額 | 調定済額 | 収入済額 | 収入未済額 | 収入率 | |
|----------|-----|-------------|-------------|-------------|------------|------|-------|
| | | | | | | 対予算 | 対調定 |
| 使用料及び手数料 | | 620,009,000 | 428,849,216 | 389,839,120 | 39,010,096 | 62.9 | 90.9 |
| | 使用料 | 0 | 244,000 | 244,000 | 0 | **** | 100.0 |
| | 手数料 | 620,009,000 | 428,605,216 | 389,595,120 | 39,010,096 | 62.8 | 90.9 |
| 諸収入 | | 87,469,000 | 56,858,985 | 55,734,465 | 1,124,520 | 63.7 | 98.0 |
| | 雑入 | 87,469,000 | 56,858,985 | 55,734,465 | 1,124,520 | 63.7 | 98.0 |

歳出

| 款 | 項 | 予算現額 | 執行済額 | 予算残額 | 執行率 |
|-----|-------|---------------|---------------|-------------|------|
| 総務費 | | 10,000 | 0 | 10,000 | 0.0 |
| | 総務管理費 | 10,000 | 0 | 10,000 | 0.0 |
| 衛生費 | | 1,697,219,000 | 1,257,478,687 | 439,740,313 | 74.1 |
| | 清掃費 | 1,697,219,000 | 1,257,478,687 | 439,740,313 | 74.1 |

施設課

歳入

| 款 | 項 | 予算現額 | 調定済額 | 収入済額 | 収入未済額 | 収入率 | |
|-------|-------|-----------|---------|---------|-------|------|-------|
| | | | | | | 対予算 | 対調定 |
| 国庫支出金 | | 8,247,000 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | **** |
| | 国庫補助金 | 8,247,000 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | **** |
| 諸収入 | | 0 | 161,387 | 161,387 | 0 | **** | 100.0 |
| | 雑入 | 0 | 161,387 | 161,387 | 0 | **** | 100.0 |

歳出

| 款 | 項 | 予算現額 | 執行済額 | 予算残額 | 執行率 |
|-----|-----|-------------|-------------|-------------|------|
| 衛生費 | | 749,234,000 | 184,028,710 | 565,205,290 | 24.6 |
| | 清掃費 | 749,234,000 | 184,028,710 | 565,205,290 | 24.6 |

※ 歳入表欄中 **** の標記は財務会計システムの表現による。